

特別児童扶養手当・児童扶養手当を受給している皆さんへ

手当を受ける資格がなくなった場合は すぐに届け出ましょう！

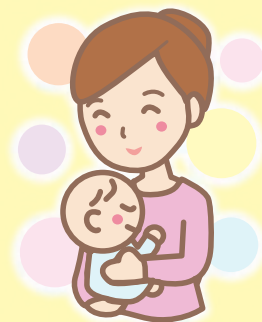
次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、速やかにお住まいの市町村の担当窓口にご相談の上、「資格喪失届」を提出してください。

なお、届出をしないまま引き続き手当を受けていた場合は、受給資格がなくなった月の翌月分からの手当を全額返還していただきますので、十分ご注意ください。

特別児童扶養手当

手当を受ける資格がなくなる主な事由

- ①対象となる児童が児童福祉施設等に入所したとき。
保護者と施設との「契約」による入所も同様です。（※）
- ②対象となる児童の障害が政令で定める程度でなくなったとき。
- ③対象となる児童が自分の障害を支給事由とする年金（障害基礎年金、障害厚生年金など）を受けようになったとき。
- ④対象となる児童やあなたが亡くなったとき。
- ⑤あなたが対象となる児童を監護あるいは養育しなくなったとき。
- ⑥あなたや対象となる児童が日本国外に住所を移したとき。



児童扶養手当

手当を受ける資格がなくなる主な事由

- ①婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）したとき。
- ②あなたが対象となる児童を養育しなくなったとき。

例

・児童が自立した（あなたが生活の援助を行っていない場合）
・あなた以外の者が児童を養育するようになった
・あなたや児童が亡くなった
・あなたや児童が行方不明になった …など
- ③対象となる児童が児童福祉施設等に入所したとき。（※）
- ④遺棄されている場合、父（母）から安否を気遣う電話・手紙や送金があったとき、または連絡をとったとき。
- ⑤拘禁中の父（母）が出所（仮出所を含む）したとき。

※裏面の「秋田県内に設置の児童福祉法に基づく入所施設」を参照してください。

このほかにも、手当を受ける資格がなくなる場合がありますので、手当証書の裏面を必ずお読みいただき、受給開始時または所得状況届時に比べて生活状況に変動がある場合は、速やかにお住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。

● その他

- * 偽りその他不正な手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する場合があります。（特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第41条、児童扶養手当法 第35条）
- * 児童扶養手当において、事実上婚姻関係と同様の事情にあることが疑われるときは、必要に応じて担当職員等が調査に伺い、事実婚であると認められる場合は、受給資格がなくなります。
- * 児童扶養手当において、公的年金給付等を受給することとなった場合、資格喪失には該当しませんが、手当額を返還していただく場合があります。新たに公的年金給付等を受給することとなった場合などはお住まいの市町村窓口へ届け出てください。

◎秋田県内に設置の児童福祉法に基づく入所施設

種 別	施 設 名 称	所 在 地
児童養護施設	聖園天使園	秋田市保戸野すわ町1-58
	感恩講児童保育院	秋田市寺内神屋敷2-1
	県南愛児園ドリームハウス	横手市横山町1-1
	陽清学園	北秋田市七日市字家向46-1
児童自立支援施設	千秋学園	秋田市新屋下川原町1-2
乳 児 院	秋田赤十字乳児院	秋田市広面釣瓶町100-3
福祉型障害児入所施設	若竹学園	秋田市御所野地藏田2丁目15番1号
	阿桜園	横手市赤坂字仁坂105
	東山学園	鹿角市花輪字案内69-1
	大野岱吉野学園	北秋田市七日市字家向46-1
医療型障害児入所施設	秋田県立医療療育センター	秋田市南ヶ丘1丁目1-2
	あきた病院	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢84-40

※この他の施設でも児童が入所することにより、受給資格がなくなる場合があります。お住まいの市町村にお問い合わせ下さい。

◎お問い合わせ先

市 町 村	特別児童扶養手当		児童扶養手当	
	担 当 課	電話番号	担 当 課	電話番号
秋 田 市	障がい福祉課	018-888-5663	子ども総務課	018-888-5690
能 代 市	福祉課	0185-89-2153	子育て支援課	0185-89-2947
横 手 市	子育て支援課	0182-35-2133	子育て支援課	0182-35-2133
大 館 市	子ども課	0186-43-7054	子ども課	0186-43-7054
男 鹿 市	子育て支援課	0185-27-8074	子育て支援課	0185-27-8074
湯 沢 市	子ども未来課	0183-78-0166	子ども未来課	0183-78-0166
鹿 角 市	福祉総務課	0186-30-0238	すこやか子育て課	0186-30-0235
由利本荘市	福祉支援課	0184-24-6314	子育て支援課	0184-24-6319
潟 上 市	社会福祉課	018-853-5314	子育て応援課	018-853-5360
大 仙 市	子ども支援課	0187-63-1111	子ども支援課	0187-63-1111
北 秋 田 市	こども課	0186-62-6638	こども課	0186-62-6638
に か ほ 市	福祉課	0184-32-3034	子育て支援課	0184-74-4045
仙 北 市	子育て推進課	0187-43-2280	子育て推進課	0187-43-2280
小 坂 町	福祉課	0186-29-3925	福祉課	0186-29-3925
上小阿仁村	住民福祉課	0186-77-2222	住民福祉課	0186-77-2222
藤 里 町	町民課	0185-79-2113	町民課	0185-79-2113
三 種 町	福祉課	0185-85-4836	福祉課	0185-85-4836
八 峰 町	福祉保健課	0185-76-4608	福祉保健課	0185-76-4608
五 城 目 町	健康福祉課	018-852-5128	健康福祉課	018-852-5128
八 郎 潟 町	福祉課	018-875-5808	福祉課	018-875-5808
井 川 町	健康福祉課	018-874-4417	健康福祉課	018-874-4417
大 潟 村	福祉保健課	0185-45-2114	福祉保健課	0185-45-2114
美 郷 町	福祉保健課	0187-84-4907	福祉保健課	0187-84-4907
羽 後 町	健康福祉課	0183-62-2111	健康福祉課	0183-62-2111
東 成 瀬 村	民生課	0182-47-3405	民生課	0182-47-3405